

仙台市地域防災計画の修正について

1. 計画見直しの経緯

- 災害対策基本法の改正に伴う国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等の改定を踏まえ、避難行動要支援者の支援を推進するため、各種制度に関する所要の見直しを行う。
- 令和6年能登半島地震の状況や令和6年6月の防災基本計画修正を踏まえ、避難生活環境を改善するため、備蓄品等に関する所要の見直しを行う。
- 令和5年に公表された宮城県第五次地震被害想定調査において、本市では地震等での電気火災により甚大な被害が予測されていることから、地震火災対策に関する所要の見直しを行う。

2. 主な修正事項

(1) 避難行動要支援者支援の推進 〈資料1-2（別紙）－①〉

- ・名称等の変更について…①－1

「災害時要援護者（避難行動要支援者）」の名称を、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」へ変更する。

- ・新たな避難行動要支援者名簿の整備について…①－2

現行の避難行動要支援者名簿の課題を踏まえ、一定の要件に該当する方を自動的に登載（本人の申請があった場合も登載は可能）する新たな名簿を作成するため、必要な事項を定める。

- ・個別避難計画の作成について…①－3

避難行動要支援者一人ひとりの円滑かつ迅速な避難支援に必要な情報をまとめた「個別避難計画」の作成推進のため、計画に記載すべき事項等について定める。

- ・指定福祉避難所の指定について…①－4

あらかじめ特定された要配慮者とその家族のみが直接避難可能となる「指定福祉避難所」の指定に向け、所要の手続きや運用体制等について定める。

(2) 避難生活環境の改善 〈資料1-2（別紙）－②〉

- ・パーティションと簡易ベッドの備蓄について…②－1

災害時に迅速かつ効率的に設置できるよう、パーティションと簡易ベッドの備蓄について定める。

- ・避難所トイレの改善について…②－2

避難所における十分な数及び衛生面の確保のため、携帯トイレの追加備蓄やマンホールトイレの整備について定める。

(3) 地震による電気火災防止等の推進 〈資料1-2（別紙）－③〉

- ・電気火災防止等に向けた感震ブレーカーの普及促進について定める。

3. 参考資料（新旧対照表）

- ・資料1-3 仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料1-4 仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料1-5 仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料1-6 仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）